

資料1

議員総会説明資料

(令和4年11月定例会)

目 次

1	令和4年度名古屋港管理組合補正予算（案）の概要	1	頁
2	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	11	
3	指定管理者の指定について	12	
4	権利の放棄及び和解について	14	
5	訴えの提起について（建物収去土地明渡及び未納貸付料等支払請求事件）	16	
6	訴えの提起について（損害賠償請求事件）	18	
7	令和3年度名古屋港管理組合公営企業の資金不足比率の報告について	19	

<その他案件>

令和3年度決算の認定について

- ・ 令和3年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算
- ・ 令和3年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算
- ・ 令和3年度名古屋港管理組合施設運営事業会計決算及び剰余金の処分
- ・ 令和3年度名古屋港管理組合埋立事業会計決算

令和4年度名古屋港管理組合補正予算（案）の概要

1 予算編成

(1) 一般会計

歳入は、前年度繰越金のほか、国庫補助事業等の内示差に伴う国庫支出金及び組合債等の増額を計上した。

歳出は、国庫補助事業等の内示差に伴う工事費、安全対策として中川運河護岸及び金城ふ頭岸壁の補修工事等の緊急的に必要な工事費のほか、原油価格高騰の影響による光熱水費の増額を計上した。

(2) 基金特別会計

歳入は、寄附金等の増額、歳出は、歳入予算補正に対応した各基金への積立金の増額を計上した。

(3) 施設運営事業会計

金城ふ頭埋立地の埋立工事費の増額等を計上した。

2 予算規模

区 分	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
	千円	千円	千円
一 般 会 計	28,570,000	1,601,000	30,171,000
基 金 特 別 会 計	155,800	3,400	159,200
施 設 運 営 事 業 会 計	5,187,000	252,000	5,439,000
埋 立 事 業 会 計	1,783,000	—	1,783,000
合 計	35,695,800	1,856,400	37,552,200

(注) 施設運営事業会計及び埋立事業会計については、収益的支出及び資本的支出の合計額である。

3 一般会計

(1) 歳入

歳入科目	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の内容
	千円	千円	千円	千円
使用料及び手数料 (行政財産特別使用料)	4,429,411 2,366,251	8,584 8,584	4,437,995 2,374,835	土地使用料 土地 8,584
国庫支出金 (名古屋港国庫負担金)	1,348,500 1,348,500	326,600 326,600	1,675,100 1,675,100	1 補助事業 港湾事業 125,600 2 交付金事業 港湾事業 201,000
繰越金 (繰越金)	400,000 400,000	738,816 738,816	1,138,816 1,138,816	前年度繰越金 738,816
組合債 (公共事業等債)	7,948,000 6,860,000	527,000 527,000	8,475,000 7,387,000	補助及び交付金事業 527,000
歳入合計	28,570,000	1,601,000	30,171,000	

(2) 歳出

歳 出 科 目	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補 正 の 内 容
	千円	千円	千円	千円
建 設 費	14,184,483	1,601,000	15,785,483	
(建 設 総 務 費)	1,424,131	13,300	1,437,431	1 事務費の財源更正 0
				2 港湾防災施設管理費
				需用費（光熱水費） 13,300
(改 修 費)	1,953,100	864,800	2,817,900	1 港湾メンテナンス（港湾施設改良費） 補助事業費
				(1) 船見ふ頭岸壁改良 210,000
				(2) 稲永ふ頭岸壁改良 92,400
				2 港湾メンテナンス（統合）補助事業費 72,600
				3 国際クルーズ旅客受入機能高度化補助 事業費
				ガーデンふ頭旅客受入施設整備 1,800
				4 港湾改修（国際拠点）交付金事業費 488,000
(施 設 補 修 費)	2,119,575	702,900	2,822,475	1 外郭施設補修費（単独事業）
				(1) 中川運河護岸補修 297,000
				(2) 新宝ふ頭護岸補修 34,100
				2 係留施設補修費（単独事業）
				(1) 金城ふ頭岸壁補修 99,000

歳 出 科 目	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補 正 の 内 容
	千円	千円	千円	千円
				(2) 弥富ふ頭岸壁補修 32,500
				(3) 西部木材港係船浮標撤去 25,900
				3 港湾厚生施設補修費（単独事業）
				名古屋港水族館補修 140,600
				4 港湾管理施設補修費（単独事業）
				金城ふ頭管理棟補修 25,500
				5 その他港湾施設等補修費（単独事業）
				中川運河地区建物撤去 48,300
(環 境 整 備 費)	1,476,617	20,000	1,496,617	港湾環境整備施設維持補修費（単独事業）
				新舞子マリンパーク補修 20,000
歳 出 合 計	28,570,000	1,601,000	30,171,000	

(3) 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額
			千円	千円	千円
港 営 費	港営管理費	港 湾 振 興 事 業 費	—	10,076	10,076
建 設 費	整 備 費	港湾メンテナンス（港湾改修費）補助事業費	—	519,000	519,000
		港湾メンテナンス（港湾施設改良費）補助事業費	—	249,000	249,000
		港湾メンテナンス（統合）補助事業費	—	72,600	72,600
		港湾改修（国際拠点）交付金事業費	25,000	755,000	780,000
		港 湾 施 設 補 修 事 業 費	530,000	811,400	1,341,400
		（その他既決分）	999,000	—	999,000
計			1,554,000	2,417,076	3,971,076

(4) 債務負担行為補正

事 項	期 間		限 度 額		
	補 正 前	補 正 後	補正前の額	補 正 額	補正後の額
外 国 客 船 対 応 業 務	—	令和 4～5 年度	千円 —	千円 56,342	千円 56,342
松 重 ポ ン プ 所 整 備 費	令 和 5 年 度	令 和 5 年 度	184,000	36,800	220,800

(5) 組合債補正

目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
公 共 事 業	千円 6,860,000	千円 527,000	千円 7,387,000
(そ の 他 既 決 分)	1,088,000	—	1,088,000
計	7,948,000	527,000	8,475,000

4 特別会計（基金特別会計）

（1）歳入

歳入科目	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の内容
	千円	千円	千円	千円
水族館振興基金収入	18,130	1,120	19,250	
（寄附金）	10	1,020	1,030	水族館振興に資する寄附金 1,020
（繰越金）	10	100	110	前年度繰越金 100
環境振興基金収入	82,900	2,280	85,180	
（緑化振興寄附金）	10	1,000	1,010	緑化振興に資する寄附金 1,000
（緑化振興繰越金）	10	1,280	1,290	前年度繰越金 1,280
歳入合計	155,800	3,400	159,200	

（2）歳出

歳出科目	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の内容
	千円	千円	千円	千円
水族館振興基金	18,130	1,120	19,250	
（水族館振興基金積立金）	130	1,120	1,250	積立金 1,120
環境振興基金	82,900	2,280	85,180	
（緑化振興積立金）	50,047	2,280	52,327	積立金 2,280
歳出合計	155,800	3,400	159,200	

5 企業会計（施設運営事業会計）

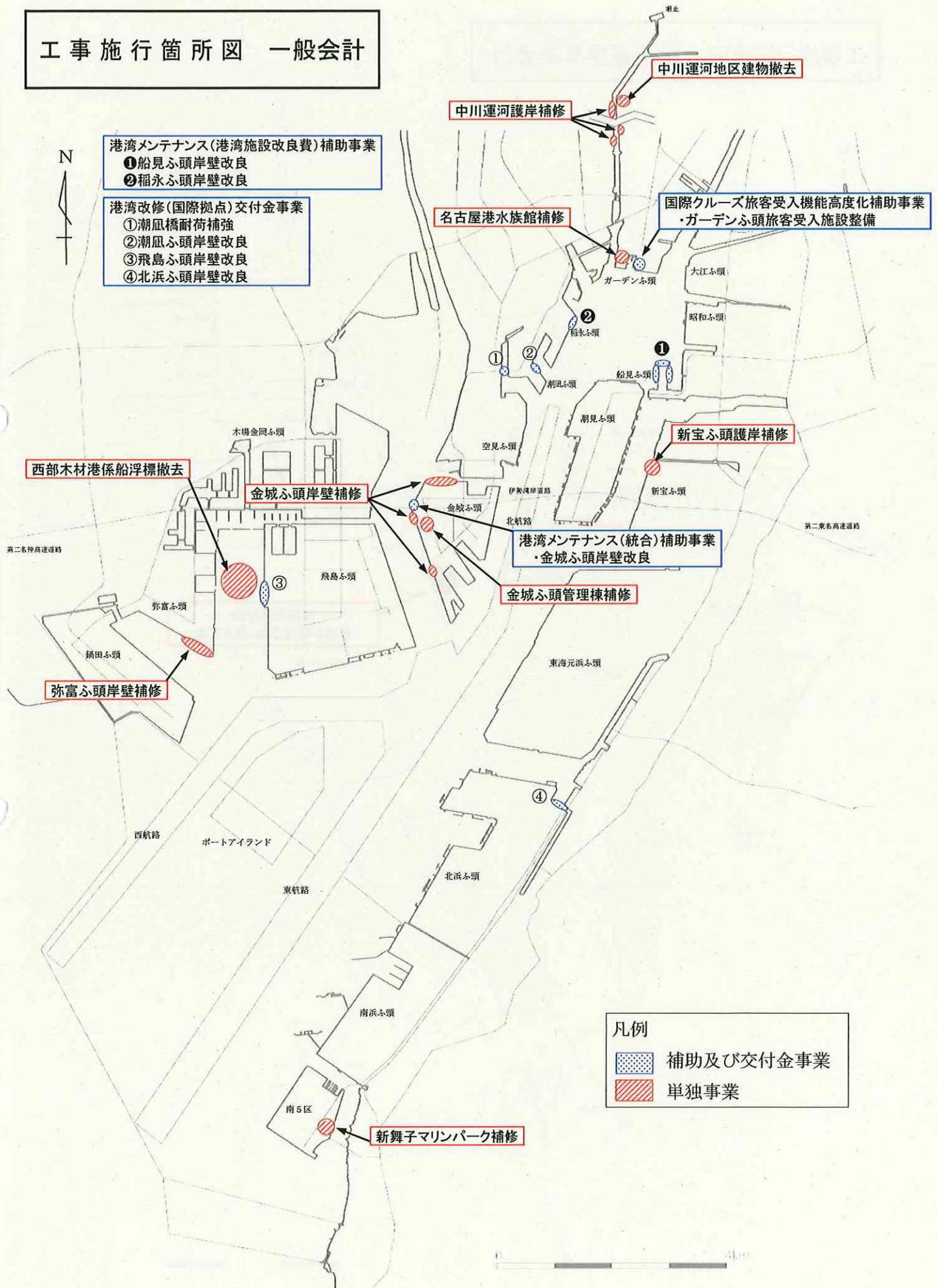
(1) 資本的支出

支 出 科 目	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補 正 の 内 容
	千円	千円	千円	千円
資 本 的 支 出	2,097,000	252,000	2,349,000	
(埠頭用地整備費)	1,218,600	252,000	1,470,600	埠頭用地整備に要する費用 252,000
合 計	2,097,000	252,000	2,349,000	

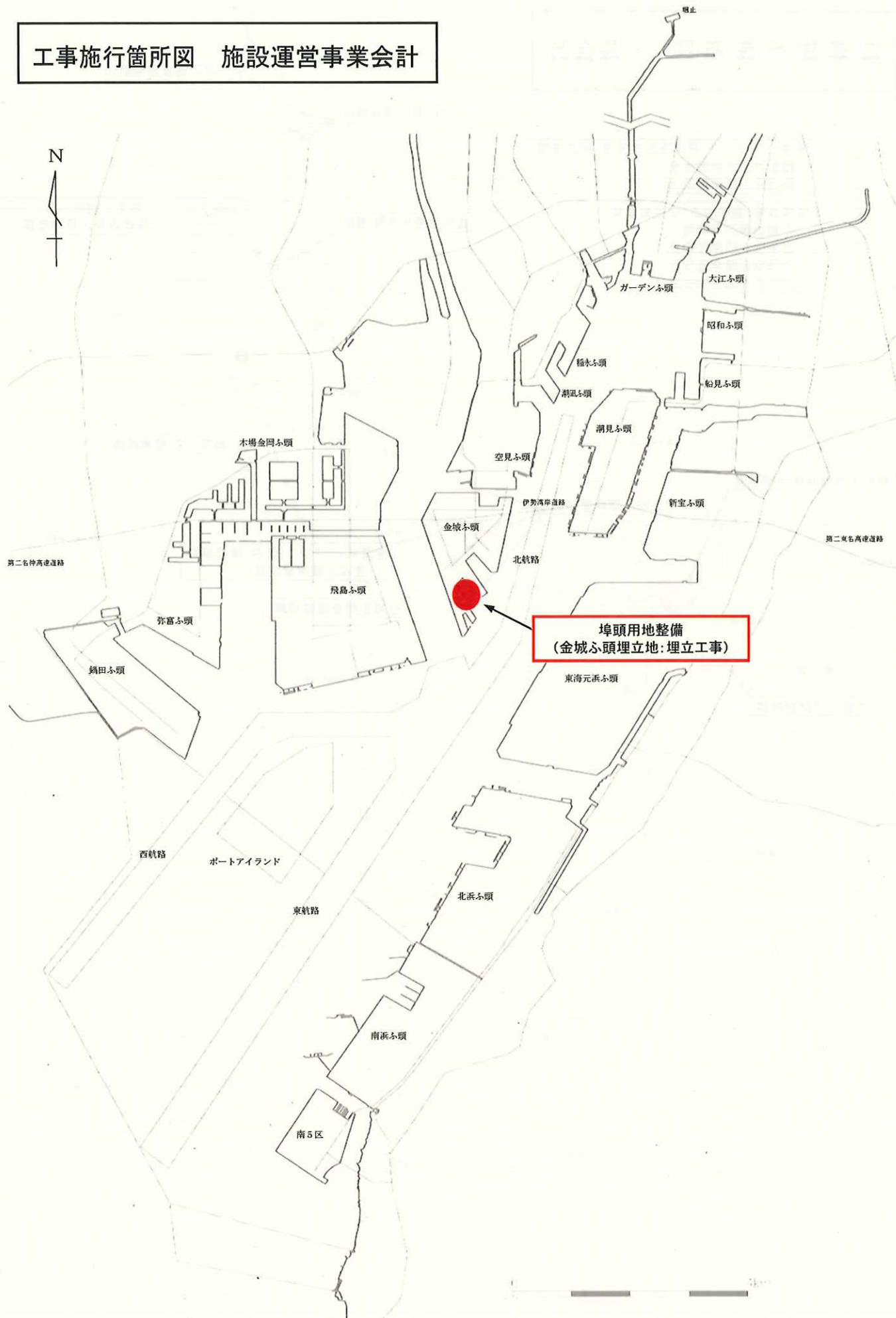
(2) 債務負担行為補正

事 項	期 間		限 度 額		
	補 正 前	補 正 後	補正前の額	補 正 額	補正後の額
			千円	千円	千円
維 持 補 修 費	—	令和5年度	—	80,800	80,800
埠 頭 用 地 整 備 費	令和5年度	令和5年度	231,400	378,000	609,400

工事施行箇所図 一般会計



工事施行箇所図 施設運営事業会計



職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、必要があるからである。

2 改正内容

育児休業の取得回数制限の緩和及び非常勤職員の取得要件の緩和

事 項	改 正 前	改 正 後
(1) 取得回数制限の緩和	原則 1 回に加え、出生後 8 週間以内に 1 回取得可能	原則 2 回に加え、出生後 8 週間以内に 2 回取得可能
(2) 非常勤職員が子の出生後 8 週間以内に育児休業を取得する場合の任期要件の緩和	子が 1 歳 6 箇月になる日まで任期がある場合	子が約 8 箇月（出生後 8 週間＋6 箇月）になる日まで任期がある場合

3 実施時期

令和 4 年 1 2 月 1 日予定

指定管理者の指定について

1 指定理由

新舞子マリンパーク、南浜緑地及び北浜緑地等の公の施設の管理を行わせるため必要があるからである。

2 指定内容

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間	応募団体数
新舞子マリンパーク、南浜緑地及び北浜緑地	株式会社日誠	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで (5年間)	3団体
中川口緑地始め7緑地	公益財団法人名古屋港緑地保全協会		1団体
富浜緑地(名古屋港ゴルフ倶楽部(富浜コース)等を除く。)始め8緑地	公益財団法人名古屋港緑地保全協会		1団体
名古屋港ゴルフ倶楽部(富浜コース)等	株式会社ウッドフレンズ		2団体
名古屋港ポートビル※ 及びガーデンふ頭臨港緑園	公益財団法人名古屋みなと振興財団		1団体
名古屋港水族館	公益財団法人名古屋みなと振興財団	令和5年4月1日から 令和15年3月31日まで (10年間)	非公募

※ 名古屋港ポートビルは、南極観測船ふじ、ポートハウス及びガーデンふ頭駐車場を含む。

(参考)

名古屋港管理組合臨港緑地等指定管理者選定委員会(外部有識者で構成)において審査を行い、指定管理者となる団体(指定管理者候補者)を選定している。



中川口緑地

中川口緑地
始め7緑地

富浜緑地
始め8緑地

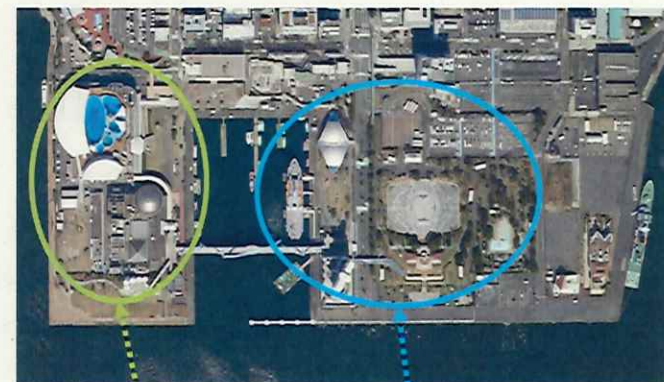
名古屋港ゴルフ倶楽部
(富浜コース)等



名古屋港ゴルフ倶楽部 (富浜コース) 等



新舞子マリンパーク、南浜緑地
及び北浜緑地



名古屋港水族館

名古屋港ポートビル及び
ガーデンふ頭臨港緑園



新舞子マリンパーク

【 指定管理施設 位置図 】

権利の放棄及び和解について

1 事件の概要

本組合の管理する公有地を使用していた東海石油企業株式会社が、令和3年11月4日付けで名古屋地方裁判所により破産手続開始決定された。

公有地には、同社の建物等が残置されており、また土壌汚染が確認されていることから、破産手続を進めるなかで本組合が保管している保証金の債権への充当、本組合の同社に対する原状回復請求権の放棄、同社の建物等の所有権放棄等について破産管財人と和解契約を締結するものである。

2 和解契約の相手方

破産者 名古屋市天白区鴻の巣一丁目1003番地 東海石油企業株式会社

破産管財人 名古屋市中区丸の内一丁目16番8号 C-8ビル5階

弁護士法人オールスター 弁護士 上松 健太郎

3 権利の放棄及び和解の内容

(1) 本組合は、本組合が保管している保証金から本組合が破産者に対して有する債権をもって順次充当して差し引くものとする。

(2) 本組合は、破産管財人による破産法第53条第1項に基づく公有地賃貸借契約の解除に伴う原状回復並びに名古屋港管理組合港湾施設条例第17条及び行政財産使用許可に付された許可条件第8条に基づく原状回復に係る請求権を放棄する。

(3) 破産管財人は、公有地上に残置した建物等の所有権を放棄し、本組合の裁量により撤去、売却、廃棄等の処分を行うことを認める。

4 権利の放棄及び和解の理由

早期に原状回復し、公有財産の適正な管理の実現と有効活用を図ることを目的として、本組合の権利の一部を放棄するとともに相手方に残置物件の所有権を放棄等させるため、破産管財人と和解するものである。

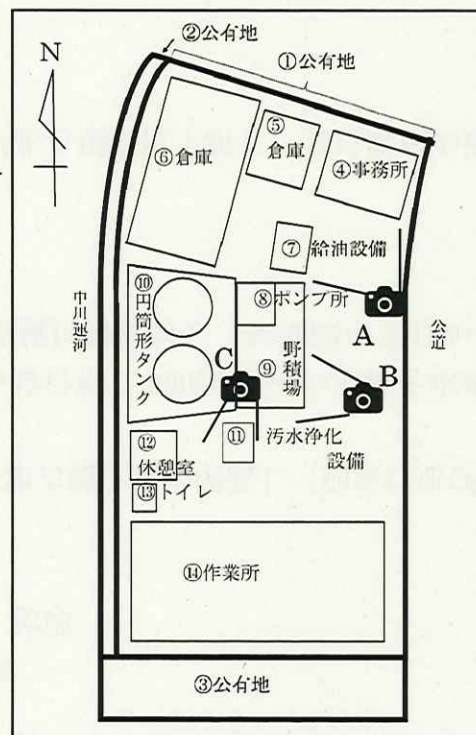
5 実施時期

本組合議会における議決を得た後、和解契約を締結する。

別図



【位置図】



【詳細図】

① 公有地（普通財産）	2,494.26 平方メートル
② 公有地（行政財産）	175.60 平方メートル
③ 公有地（荷さばき地）	331.00 平方メートル
公有地合計	3,000.86 平方メートル
④ 事務所	70.00 平方メートル
⑤ 倉庫	49.00 平方メートル
⑥ 倉庫	286.00 平方メートル
⑦ 給油設備	40.00 平方メートル
⑧ ポンプ所	16.74 平方メートル
⑨ 野積場	50.00 平方メートル
⑩ 円筒形タンク（2基）	60.34 平方メートル
⑪ 污水浄化設備	20.00 平方メートル
⑫ 休憩室	33.88 平方メートル
⑬ トイレ	4.28 平方メートル
⑭ 作業所	690.00 平方メートル
建物等合計	1,320.24 平方メートル



【当該公有地の現況】

訴えの提起について

1 経緯

本組合は、昭和34年以降、佐藤株式会社に中川運河沿いの公有地を貸付等していたが、同社は、令和3年1月以降の貸付料を納付しないまま令和4年3月4日に会社を解散した。会社の清算事務を行う代表清算人は所在不明で貸付料の支払意思を確認できないことから、令和4年8月6日をもって賃貸借契約を解除した。その後も代表清算人とは連絡が取れず、公有地の原状回復及び返還義務並びに未納貸付料等支払義務を履行しないことから、提訴するものである。

2 裁判所

名古屋地方裁判所

3 訴えの相手方の住所及び氏名

名古屋市中川区福川町四丁目1番地

佐藤株式会社 代表清算人 佐藤 治郎

4 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、建物の収去及び不法占拠土地の明渡し（別表）並びに同土地を不法占拠していることにより被った損害金の支払を求める。
- (2) 相手方に対し、未納となっている貸付料5,580,955円の支払を求める。
- (3) 相手方に対し、未納となっている貸付料に対し、納期限の翌日から納付の日まで年14.6%の割合で算出される額の遅延利息の支払を求める。

5 その他

管理者は、第一審判決の結果必要がある場合は上訴し、又は訴訟の遂行上必要がある場合においては、裁判上の和解を行うことができる。

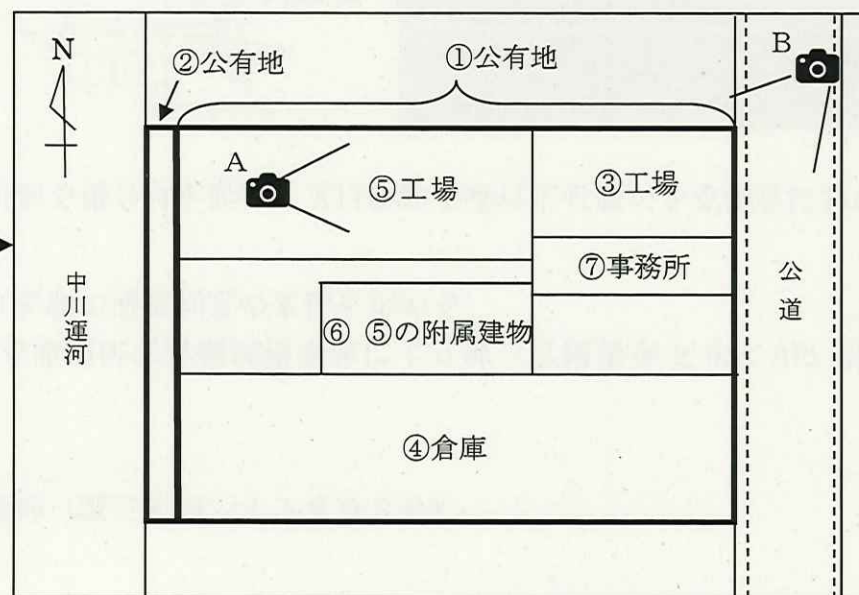
別表

所在地	建物延床面積	占有面積
中川運河中幹線A地区第35号地	871.72 平方メートル	1,123.97 平方メートル

別図



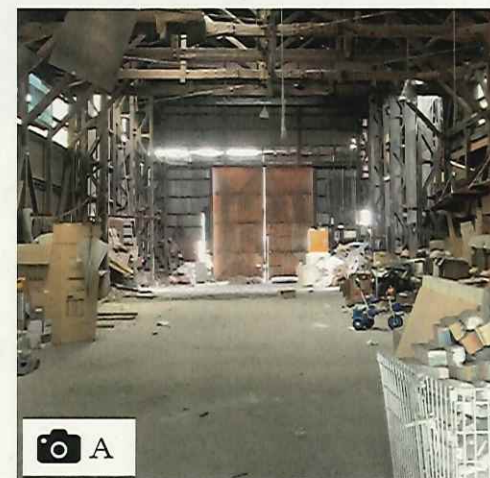
【位置図】



【詳細図】

① 公有地(普通財産)	1,062.06 平方メートル
② 公有地(行政財産)	61.91 平方メートル
公有地合計	1,123.97 平方メートル

③ 工場	115.00 平方メートル
④ 倉庫	357.04 平方メートル
⑤ 工場	218.18 平方メートル
⑥ ⑤の附属建物	115.70 平方メートル
⑦ 事務所	65.80 平方メートル
建物合計	871.72 平方メートル



【当該公有地の現況】

訴えの提起について

1 経緯

SATO RENAN TERUICHI は、令和2年5月21日に金城ふ頭内における車両事故により本組合の所有する埠頭保安設備を破損させた。速やかに設備を修繕し保安を確保する必要があること及び設備の秘密保持のため修繕できる業者が限られていたことから、本組合において修繕を行い、修繕費用として5,977,917円を支出したため、相手方に対し損害賠償として当該金額及びその遅延利息を請求したが、相手方は、長期間にわたり正当な理由なく損害賠償支払義務を履行しないことから、提訴するものである。

2 裁判所

名古屋地方裁判所

3 訴えの相手方の住所及び氏名

名古屋市中川区東起町5丁目45番地（第三西垣ハイツ403号）

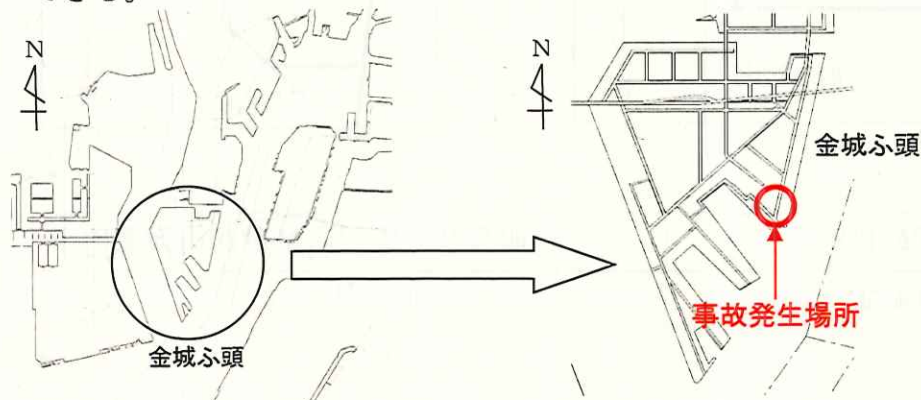
SATO RENAN TERUICHI

4 請求の趣旨

相手方に対し、金城ふ頭内における埠頭保安設備破損事故により被った損害金5,977,917円及びこれに対する事故発生日から納付の日まで年3%の割合で算出される額の遅延利息の支払を求める。

5 その他

管理者は、第一審判決の結果必要がある場合は上訴し、又は訴訟の遂行上必要がある場合においては、裁判上の和解を行うことができる。



【 事故発生場所 】



【 事故により破損した埠頭保安設備 】

令和3年度名古屋港管理組合公営企業の資金不足比率の報告について

令和3年度決算に基づく名古屋港管理組合公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

会 計 の 名 称	資 金 不 足 比 率
施 設 運 営 事 業 会 計	— %
埋 立 事 業 会 計	—

備考

- 1 資金不足比率の「—」は、資金不足額がないことを示す。
- 2 経営健全化計画の策定が必要となる資金不足比率の経営健全化基準は20%である。

